

京都市歴史資料館寄贈及び購入資料の鑑定評価 について（要綱）

（昭和 57 年 12 月 24 日決定）

（趣 旨）

第 1 条 京都市歴史資料館（以下「資料館」という。）が、資料の寄贈を受けたとき、
または資料を購入するときの、当該資料の鑑定評価については、この要綱の定めるところによる。

（評 定）

第 2 条 鑑定評価は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちからその都
度市長が委嘱した評価委員（以下「評価委員」という。）の複数の評定によるものとする。

2 評価委員の数は、次のとおりとする。

寄贈の場合	2人以上
購入の場合	5人以上

3 評定は、評価委員が一堂に会して行い、その結果を市長に報告しなければならない。

4 評定は、年 1 回行うものとする。

5 鑑定評価は、評価委員それぞれによる鑑定評価額のうち最高額と最低額とを除いた
ものの平均額でもって確定するものとする。ただし、評価委員 3 名以下による場合は、
すべての鑑定評価額の平均額とする。

（補 則）

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、寄贈及び購入資料の鑑定評価に関し必要な事項
は、歴史資料館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 1 月 1 日から実施する。

(様式)

鑑 定 評 価 書

年 月 月

京 都 市 長 様

(鑑定人住所)

(職 名)

(氏 名)

印

京都市長から委嘱を受けた の
鑑定評価について、その結果を下記のとおり報告します。

記

鑑定評価額 円